

平塚駅周辺地区活性化支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

平塚駅周辺地区活性化支援業務委託

(2) 背景

平塚駅周辺地区は、歩行者通行量の減少や空き店舗が増加するなど、賑わいが喪失している傾向が見られます。一方では、JR 平塚駅の乗車人数が増加していることもあり、早急に対策を講じることで賑わいを取り戻せる可能性があります。また、同地区内の見附台周辺地区において（仮）新文化センター等の集客が期待される施設の整備が進むことで、平塚駅周辺地区に市内外から多くの人を訪れることが予想されます。

今後、この地区の活性化に向けては、これまでの商業の活性化だけでなく、生活の利便性の向上等も重要な要素であり、持続可能なまちづくりには、地域住民や商業者が主体となって取り組んでいくことが必要です。地域住民や商業者が自立し、自ら活性化事業に取り組むことができる体制づくり等を進めながら、概ね5年を目途として、住民が主体となったまちづくりを行っていきます。

本市では、平成29年度に平塚市都市マスタープランの一部改訂を行い、地域資源や取組を踏まえ地域価値を高めるビジョンづくりを基本戦略の1つに位置付けています。

なお、「平塚市地域再生計画「まちづくりはひとづくりから」平塚駅周辺地区活性化事業」（以下「地域再生計画」という。）が、内閣府より認定を受けたため、今回の事業では、地方創生推進交付金（横展開タイプ）を活用します。

(3) 委託期間及び業務内容等

別に定める「平塚駅周辺地区活性化支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(4) 委託上限額

8,834,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

2 参加者の資格要件

(1) 本プロポーザル方式に提案しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

ア 平塚市契約規則（昭和39年平塚市規則第32号）第18条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

イ プレゼンテーション実施日（平成30年6月6日実施予定）において、平塚市競争入札参加資格者名簿の委託に係る催事関係業務委託、もしくは、コンサルに係る都市計画及び地方計画に登録している者であること。また、神奈川県又は東京都のいずれかに、本店又は受任者を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。

- エ 公告日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- オ 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- キ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下、「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「イ」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ク 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「イ」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ケ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- コ 事業税並びに消費税又は地方消費税のいずれも滞納している者でないこと。

3 選定スケジュール

内容	提出期限
公告・参加表明書受付開始	平成30年4月27日（金）
参加表明書等の受付締め切り	平成30年5月10日（木）午後5時まで
質問受付締め切り	平成30年5月10日（木）午後5時まで
1次審査	平成30年5月14日（月）
1次審査結果通知	平成30年5月17日（木）
質問についての回答公表	平成30年5月17日（木）
企画提案書等の受付締め切り	平成30年5月28日（月）午後5時まで
2次審査（プレゼンテーション）	平成30年6月 6日（水）
2次審査結果通知（＝受託者の決定）	平成30年6月 8日（金）
契約締結	平成30年6月11日（月）以降

※受付時間は、土曜、日曜及び祝祭日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時とする。
審査結果は、文書及び電子メールにより通知する。

4 提出書類

（1）参加表明書等の提出

次の書類を10の事務担当に提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに到達すること。

- ア 参加表明書（様式第1号）：提出部数1部
- イ 業務執行体制（様式第2号）：提出部数6部

専門職員の配置並びに全体の執行体制及び協力体制について記載すること。

- ・管理技術者、主任技術者、担当技術者の氏名、所属、役職、担当する分担業務を記入すること。
- ・管理技術者、主任技術者、担当技術者については、当業務に参加表明した企業に所属する者とし、管理技術者、主任技術者、担当技術者の兼務は認めない。
- ・管理技術者と主任技術者は各1名、担当技術者は2名以内とすること。
- ・平塚駅周辺地区活性化支援業務委託仕様書に記載されている「15 業務の内容」の中の(1)⑤については、業務を再委託、もしくは協力会社等の協力を受けても良い。その場合は、「協力会社等」の欄に記入すること。ただし、その他の業務を再委託することは認めない。

ウ 業務受託実績表（様式第3号）：提出部数6部

1人の技術者につき1枚作成すること。また、次のような同種又は類似業務の受託実績を3件まで記載する。平成20年度から平成29年度までに完了した業務とする。

同種又は類似業務の実績について、同種業務及び類似業務とは次の業務をいう。

同種業務A：商業地や住宅地等の特定のエリアを対象としたエアリアマネジメント（タウンマネジメント）の実施又は実施支援業務をいう。

同種業務B：中心市街地に関する計画の策定又は改訂業務（調査業務を除く。）をいう。

例：中心市街地活性化基本計画、その他中心市街地の活性化に関するビジョン等

類似業務A：商店街や商店会を対象とした活性化事業の実施又は実施支援業務をいう。

例：イベントや販売促進活動の実施又は実施支援

類似業務B：地方公共団体単位での土地利用に係る計画の策定又は改訂業務（調査業務を除く。）をいう。

例：都市マスタープラン、立地適正化計画等

手持ち業務の状況は、平成30年5月1日現在の手持ち業務について記載すること。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいい、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む。）を受けているが未契約のものも含むものとする。なお、平成30年5月1日現在の手持ちの業務の件数が3件以上である予定担当技術者については、評価しないものとする。

エ 資格・実績等を証明する書類：提出部数1部

様式第3号については、予定技術者ごとに次の書類を添付すること。

- ・参加者の組織に属していることが確認できる書類の写し
- ・保有資格に係る資格証明書の写し
- ・同種又は類似業務の主な実績に係る契約書の写し（業務名称、発注機関、履行期間、業務概要が分かる部分の写し）
- ・手持ち業務の状況が分かる契約書の写しは不要

(2) 企画提案書等の提出

10 の事務担当へ持参すること。(郵便若しくは信書便又は電送によるものは、受け付けない。)

次のアの a、b について記載し、企画提案書の表紙(正本1部:第4号様式-1、副本5部:第4号様式-2)に添付すること。なお、第4号様式-2については、社名等を記載してはならない。

ア 企画提案書(様式自由 A4版片面4枚まで(A3版を使用する場合は、A4版2枚として計算するものとする。))で作成し、提出すること。写真、イラスト等の使用、フォント種類・サイズ、カラー印刷・白黒印刷等は問わないが、社名等は記載してはならない。):提出部数6部(正本1部、副本5部)

a 当業務に関する基本的な考え方、実施方針、実施体制、実施フロー及びスケジュール等

b テーマ「地域再生計画に記載されている【目指す将来像】の実現に向けた今後5年間の取り組みについて」

【目指す将来像】

地域住民や商業者が中心となった組織が主体的・能動的に、多くの来街者を呼び込む賑わいの創出や居住者の暮らしの利便性の向上のための活性化事業に取り組むとともに、エリアマネジメントを担うことで、平塚駅周辺地区が活性化するとともに魅力が高まる。魅力ある平塚駅周辺地区にコンパクトな生活圏を形成し、人口減少や高齢化社会に対応することができる持続可能なまちづくりを進める。

イ 参考見積書(様式自由):提出部数1部

A4版にて作成し、社印及び代表者印を押印すること。なお、宛先は「平塚市長」とし、見積り名称は、「平塚駅周辺地区活性化支援業務」とすること。

5 審査

(1) 1次審査(書類審査)

ア 選定方法

(ア) 本プロポーザルにおける1次・2次審査は、平塚駅周辺地区活性化支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。))において行う。

(イ) 1次審査は、本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)から提出された書類を基に選考を行い、評価基準に基づき採点を行い、合計得点により順位を決定し、1次審査の通過者を上位5者程度選定する。選定結果は、全ての参加者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

(2) 2次審査(プレゼンテーション)

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 平成30年6月6日(水)

(イ) 会場 1次審査の通過者に対し、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

企画提案書に基づき、20分（提案の説明15分及び質疑応答5分）程度

ウ 選定方法

- (ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査し、1次審査と2次審査の合計得点数により、本業務の受託者として適すると認められた者を受託候補者として選定する。なお、受託候補者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。
- (イ) 選定結果は、2次審査の対象となった全ての参加者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

エ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。
- (イ) 出席者は説明者含め3名までとする。
- (ウ) 提案説明は、「業務において、地域住民や商業者等と対話を行う技術者」が行うものとし、企画提案書のみを使用すること。
- (エ) プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局に連絡すること。この場合において、プロジェクターに投影することができるものは、企画提案書及び企画提案書の概要とし、追加資料の提出や追加資料の投影は、禁止する。
- (オ) プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するものとする。
プロジェクターを使用する場合、参加者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンを持参すること。
- (カ) プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。
- (キ) 参加者は、本市が企画提案書の内容を公表することについて、承諾するものとする。

6 評価の基準

(1) 1次審査

各応募者の提出書類の内容（保有資格、業務実績）に対して審査を行う。

評価項目	評価の着目点			配点	
	技術者の資格	判断基準			
能力		技術者の資格	次の順で評価する。 ①技術士、中小企業診断士 ②RCCM、イベント管理業務士1級 ③その他		管理技術者
	主任技術者				1点
	担当技術者①				1点
	担当技術者②				1点
				3点	
経験	委託業務の実績	過去10年間の実績のうち、技術者について次の順で評価する。 ①同種業務Aの実績がある。 ②同種業務Bの実績がある。 ③類似業務Bの実績がある。 ④類似業務Aの実績がある。		管理技術者	3点
				主任技術者	6点
				担当技術者①	6点
				担当技術者②	6点
				18点	
合 計					25点

(2) 2次審査

2次審査における評価項目と評価の着目点、判断基準、配点は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務実施方針	業務理解度	業務目的、内容及び業務背景の理解度が高い場合は優位に評価する。	6点
	実施方針	業務の実施手順、工程計画等について総合的に評価する。	6点
	実施体制	取組体制等について総合的に評価する。	3点
企画提案	企画提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う。		
	的確性	的確性(与条件との整合性が取れているか等)を考慮して総合的に評価する。	12点
	実現性	実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	18点
	独創性	独創性(独創的な提案がされているか等)を考慮して総合的に評価する。	20点
コミュニケーション能力	プレゼンテーションにより評価を行う。		
	説明内容	的確性(与条件との整合性が取れているか等)を考慮して総合的に評価する。	15点
	説明態度	説明の分かりやすさ、意欲等を考慮して総合的に評価する。	10点
	質疑応答	質問内容の理解度、回答の分かりやすさ等を考慮して総合的に評価する。	10点
合 計			100点

7 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2（1）に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- (5) プレゼンテーション実施日（平成30年6月6日実施予定）において、平塚市競争入札等参加資格者名簿の委託に係る催事関係業務委託、もしくは、コンサルに係る都市計画及び地方計画に登録が認められない場合。
- (6) この要領に定められた方法以外の方法により、選定委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

8 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、5（2）ウ（ア）による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書を参考に本要領により作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 著作権は、企画提案者に帰属する。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 本市は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。
- (6) 提出された書類は、返却する。
- (7) 提出された書類について、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日 条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (8) 受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。
- (9) 受託者は、本委託業務に係る一切の情報が漏洩しないよう努めるものとする。また、情報漏えい事故が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (10) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

10 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

(1) 担当部署

平塚市 都市整備部 都市整備課

住所	〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
電話	0463-23-1111 内線2602、2603
FAX	0463-21-9769
E-mail	machi-j@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(2) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出方法

事務担当宛てに、質問書（様式第5号）を電子メールの送信により送付すること。この場合において、件名は、「企業名〇〇 + プロポーザルに関する質問」とすること。

イ 回答方法

全質問について、参加表明書を提出した参加予定者全員へ電子メールにより回答する。